

(公社) 愛媛県建築士会 第1回景観写真コンテスト 募集要項

□趣意

「景観」という言葉が使われ始めてどのくらい経つでしょうか。我が国では学術的に使われていたこの言葉ですが2004年に景観法が制定されてから漸く巷で聞かれる言葉となりました。でも「景観」って何でしょう？景観法という割には「景観」という言葉は定義されていません。定義するのが難しいというのもあるでしょう。それなら人それぞれの「景観」があってもいいはず。愛媛県建築士会ではあなたの「景観」を募集します。次世代に残していきたい愛媛の景観を私たちに教えてください。

□主催

公益社団法人愛媛県建築士会 / 文化財・まちづくり委員会

□テーマ(題材)

愛媛県内における次世代に残していきたい建築物のある景観

□応募締切

2021年12月31日(当日消印有効)

□応募資格

建築士会正会員、準会員並びに賛助会員(所属する個人も含む)ならどなたでも応募できます。

□応募規定

1. テーマは建築物を含んだ景観とし、土木構造物は除きます。
2. 作品は応募者本人が2021年以内に撮影したものに限りします。
3. 未発表の単写真(1枚で完結する写真)に限りします。
4. 応募作品の著作権は、撮影者に帰属されます。
5. おひとりで何点でも応募できます。
6. 入賞作品については広報宣伝、展示等の目的で、新聞、雑誌、テレビ、インターネットWEBサイトなどの他、各種印刷物、写真展等で使用します。
7. 審査員が過度な加工や合成が加えられていると判断した場合は審査対象外となる場合があります。
8. 他人の著作物を撮影し、それを素材にして加工や合成をすると著作権の侵害にあたることがあるのでご注意ください。
9. 肖像権のある被写体を主題にする場合は被写体の承諾を得た上でご応募ください。
10. 二重応募は入賞を取り消します。

□応募方法

1. プリントサイズは「**A4サイズ** (210×297mm)」または「**ワイド四つ切** (254×366 mm)」  
※規定外のものに関しては、募集段階で除外させていただきます。
2. 会報誌同封の応募票に必要事項を記入し裏面に貼付けて下記の当会事務局まで郵送してください。コピー可。自作不可。  
郵送先：〒790-0002 松山市二番町4丁目1-5 愛媛県建築士会館2F
3. 応募頂いたプリント作品は返却しません。予めご了承ください。

□入賞について

特賞 1点

入選 4点

佳作 4点

奨励賞 1点

(入賞は一人一点とします。)

□選考審査委員



北村 徹 (Toru Kitamura)

1950年 神奈川県横須賀市出身  
日本建築写真家協会 正会員

及び、愛媛県建築士会役員及び文化財・まちづくり委員会

□選考結果

入賞した作品は、ご本人様へ連絡（メール含む）するとともに当法人公式ホームページ等においてご報告させていただきます。（お電話でのお問い合わせはご遠慮ください。）

□写真展示会

愛媛県建築士会館にて入賞作品を展示いたします。